

# 教育訓練指針

(中期教育ビジョン)

『防災先進県：静岡』



## 静岡県消防学校

〒424-0211

静岡市清水区谷津町1丁目577-1

【TEL】054(369)1190

【e-mail】[fd-school-kyomu@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:fd-school-kyomu@pref.shizuoka.lg.jp)

## はじめに

静岡県消防学校は、消防組織法（昭和22年法律226号）に基づき、昭和28年4月に消防職員及び消防団員のための研修施設として、「静岡県消防訓練所」を開所してから64年間、甚大な被害をもたらした災害や事故の教訓、社会構造の変化などを踏まえ、毎年度、教育訓練計画を策定し、消防職団員の知識・技術の向上に資するよう教育訓練の内容について不断の見直しを進めてきたところである。

また、教育訓練計画の策定にあたっては、消防本部及び消防団の意見が反映できるよう「静岡県消防学校運営協議会」を設置し、現場の意見や要望に応えるとともに、防災関係機関等の研修受け入れや施設の使用に配慮するなど、消防学校の役割を果たすため、関係機関と連携・協力を図りながら教育訓練計画の策定を行ってきた。

昨今、団塊世代や大量採用された世代の退職に伴い、平成20年度以降の採用職員が大幅に増加したことで平均年齢が徐々に下がり、専門的知識や豊富な経験を有する消防吏員が急激に減少し、知識・技術の伝承が困難になっている。

一方、災害態様は多様化・複雑化していることに加え、大規模災害が全国的に頻発するなど、災害対応は専門的かつ高度な能力が求められており、国は、消防を巡る課題を踏まえ、平成26年度から「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年11月19日消防庁告示第3号）の一部改正を相次いで行った。

消防学校においてもこうした消防を取り巻く環境変化に対応し、教育訓練の更なる充実を図ることが喫緊の課題となっているため、今後の教育訓練の方向性を概ね5年を単位とした中期ビジョンとして策定し、毎年度策定する教育訓練計画及び教育課程の内容に反映させながら、教育体制の一層の充実を目指すこととする。

## 1 消防を取り巻く環境

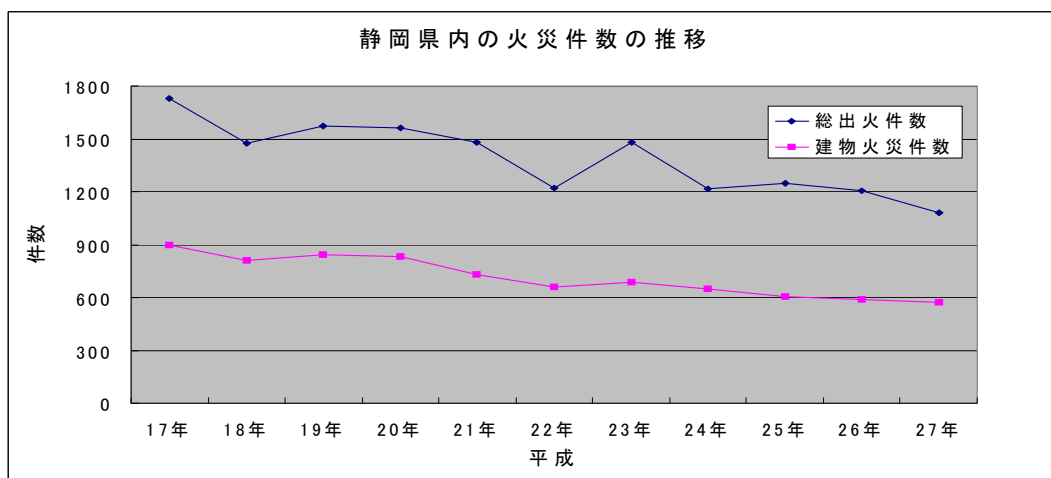
### (1) 災害の多様化・複雑化・大規模化

近年、地震、風水害、噴火災害等で甚大な被害をもたらす大規模災害が頻発し、広域的な対応や関係機関との連携が必要となる事象が続いている。

#### ア 火災

県内の出火件数は減少傾向にあるものの、全国的には社会構造や生活環境等の変化に伴い、建物の利用形態や構造が複雑多様化しており、多数の死傷者を伴う火災や特異な火災が発生している。【図1、表1】

【図1】



(静岡県：「平成28年版火災統計と消防の現況」を基に作成)

【表1 (過去の主な火災)】

発生年月	災害名	死者 (行方不明者)	負傷者
2008年 10月	大阪市浪速区 個室ビデオ店火災	15	10
2009年 3月	群馬県渋川市 老人ホーム火災	10	1
2012年 5月	広島県福山市 福山ホテル火災	7	3
2013年 2月	長崎市 グループホーム火災	4	8
2013年 8月	福知山市 花火大会火災	3	56
2013年 10月	福岡市博多区 整形外科火災	10	5
2015年 5月	川崎市 簡易宿泊所火災	10	18
2016年 12月	新潟県糸魚川市 大規模火災	焼損棟数 144 棟 焼損面積約 40,000 m <sup>2</sup>	
2017年 2月	埼玉県三芳町 物流倉庫火災	死者 0 負傷者 2 焼損床面積約 45,000 m <sup>2</sup>	

## イ 風水害

台風による影響のほか、全国的に短時間強雨の回数が増加傾向にあり、短時間に局地的に非常に激しい雨が降ることで、河川の氾濫、内水氾濫、土砂災害等の発生により大規模災害化する傾向が続いている。【表 2】

【表 2 (過去の主な風水害)】

発生年月	災害名	死者 (行方不明者)	負傷者
2009年 7月	中国・九州北部豪雨	35	59
2009年 8月	台風第9号	25	23
2011年 9月	台風第12号	82(16)	113
2013年 10月	伊豆大島土砂災害	36(3)	22
2014年 8月	広島市土砂災害	77	68
2015年 9月	関東・東北豪雨	8	80
2016年 8月	台風10号	22(5)	15

## ウ 地震

1993年に発生した北海道南西沖地震から2016年熊本地震までの23年間で甚大な被害をもたらした大震災が5回発生している。この間、東日本大震災の教訓を踏まえ、本県は平成25年に静岡県第4次地震被害想定及び地震・津波対策アクションプログラム2013を策定し、減災施策に取り組んでいるところであり、国においても平成26年3月に既存の地震防災対策大綱を統合し、今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策として個別の具体的な施策等を網羅的に取りまとめた「大規模地震防災・減災対策大綱」を策定したところである。【表 3】

【表 3 (過去の主な地震)】

発生年月	災害名	死者 (行方不明者)	負傷者
1993年 7月	北海道南西沖地震	202(28)	323
1995年 1月	兵庫県南部地震	6,434(3)	43,792
2004年 10月	新潟県中越地震	68	4,805
2011年 3月	東北地方太平洋沖地震	19,475 (2,587)	6,221
2016年 4月	熊本地震	178	2,699

## エ 火山

平成 26 年 9 月に発生した御嶽山の火山災害を踏まえ、国の関係府省庁において「火山災害に関して緊急的に行う主な被害防止対策」が取りまとめられ、常時観測 50 火山全てにおける火山防災協議会の設置、登山者や旅行者等に対する適切な情報提供と安全対策、火山観測体制の強化等などについて取り組むものとされた。また、平成 27 年 12 月に活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、富士山及び伊豆東部火山群の二つの火山防災対策を推進している。【表 4】

【表 4（過去の主な火山災害）】

発生年月	災害名	死者 (行方不明者)	負傷者
1991 年 6 月	長崎県雲仙普賢岳火山災害	40(3)	9
2014 年 9 月	長野県・岐阜県御嶽山火山災害	58(5)	69
2015 年 5 月	鹿児島県口永良部島火山災害	0	1

## オ 集団災害

災害事案の特殊性から局地的かつ短時間に多数の傷病者を伴う集団災害が発生しており、通常の消防力では対応が極めて困難なケースが多く、関係機関との緊密な連携が求められている。【表 5】

【表 5（過去の主な集団災害）】

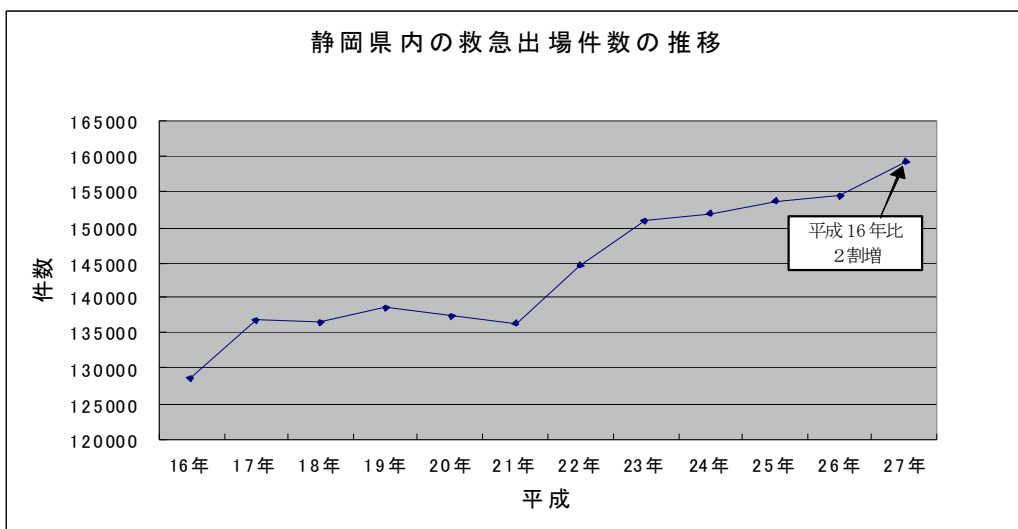
発生年月	災害名	死者 (行方不明者)	負傷者
1995 年 3 月	地下鉄サリン事件	13	約 6,300
2005 年 4 月	J R 福知山線脱線事故	107	549
2010 年 7 月	北海道石狩市送毛トンネル内事故	2	37
2012 年 4 月	関越道大型バス単独事故	7	39
2012 年 12 月	中央自動車道笹子トンネル内崩落事故	9	2
2016 年 1 月	軽井沢町碓井バイパス大型観光バス横転事故	15	26
2016 年 7 月	相模原障害者施設殺傷事件	19	26

(2) 救急需要の増加及び救急業務の高度化

平成 27 年の県内における救急出場件数は 159,328 件で、平成 16 年からの約 10 年間で約 2 割増加しており、高齢化の進展等により救急需要は今後も増加傾向になることが予測される。

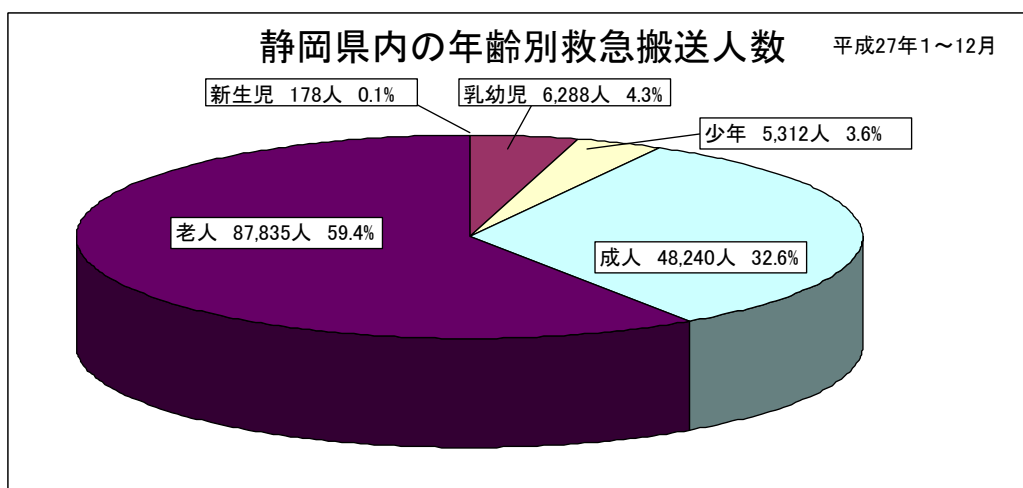
また、平成 3 年に救急救命士法が施行されて以降、救急救命士が行う救急救命処置の範囲が順次拡大され、救急業務の高度化が求められている。【図 2、図 3、図 4、図 5、表 6】

【図 2】



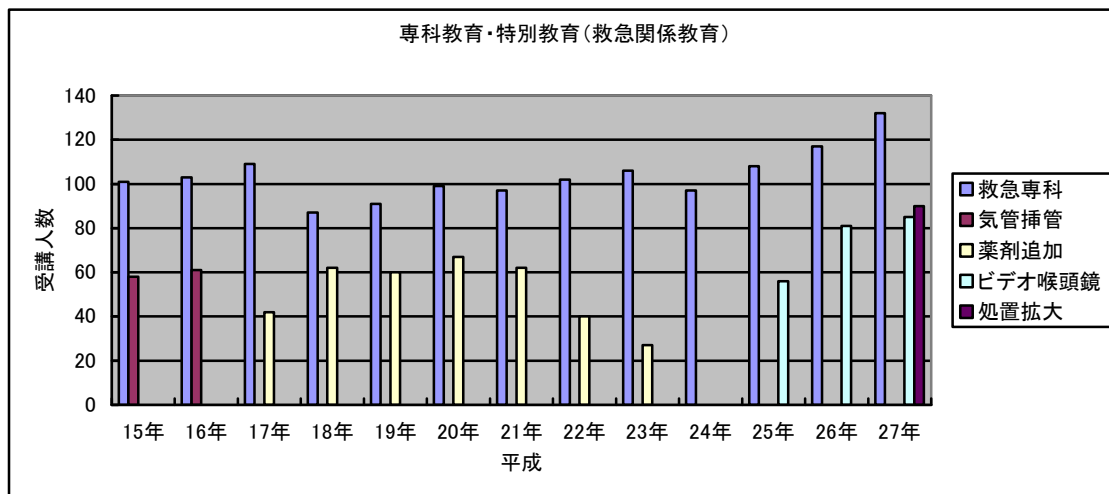
(静岡県：「平成 28 年版火災統計と消防の現況」を基に作成)

【図 3】



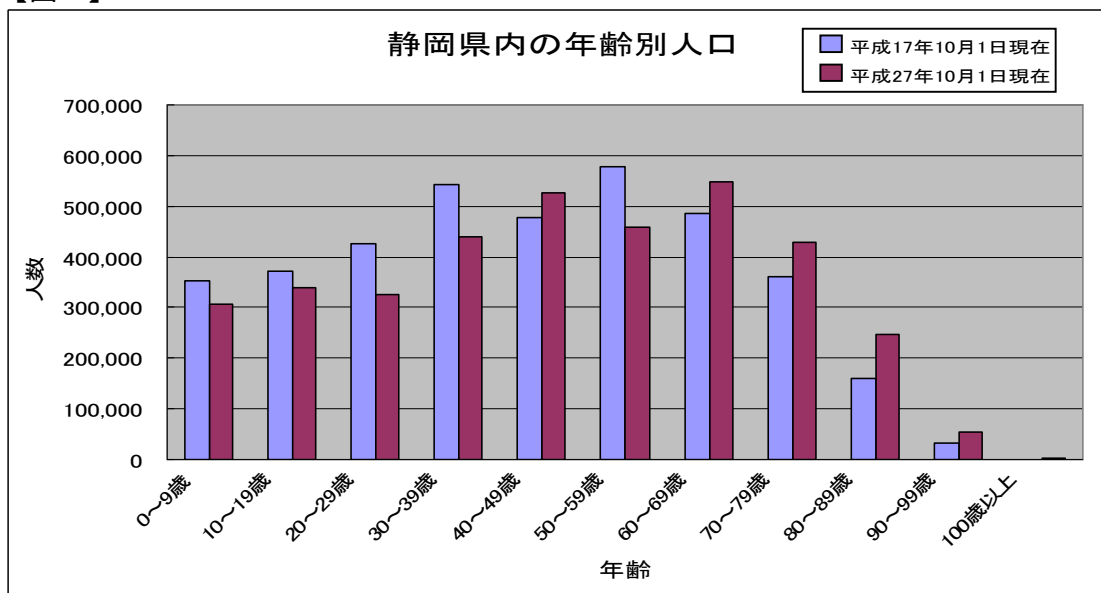
(静岡県：「平成 28 年版火災統計と消防の現況」を基に作成)

【図4】



(静岡県消防学校：「平成 29 年版教育訓練の概要」を基に作成)

【図5】



(出典「静岡県公式ホームページ-静岡県人口推計」)

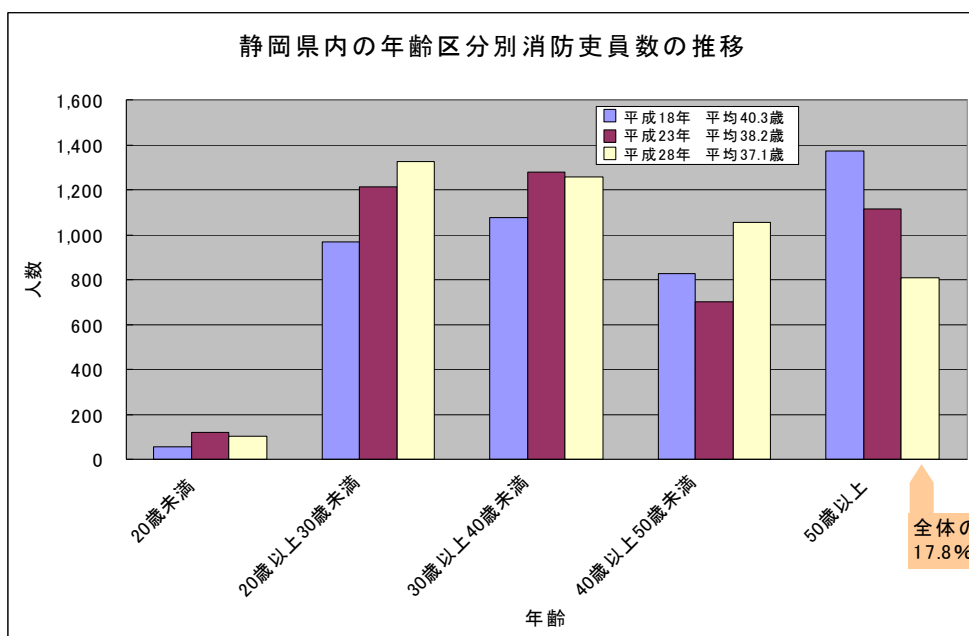
【表6】

年月	救急救命士が行う救急救命処置の範囲拡大状況
平成 15 年 4 月	医師の包括的指示下での除細動の実施可能
平成 16 年 7 月	気管挿管の実施可能
平成 18 年 4 月	薬剤（アドレナリン）投与可能
平成 21 年 3 月	自己注射が可能なエピペンを処方されている者へのアドレナリン製剤の投与可能
平成 23 年 8 月	ビデオ硬性挿管用喉頭鏡の使用可能
平成 26 年 4 月	心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与可能

(3) 団塊世代の大量退職に伴う専門的知識・経験を有する消防職員の減少

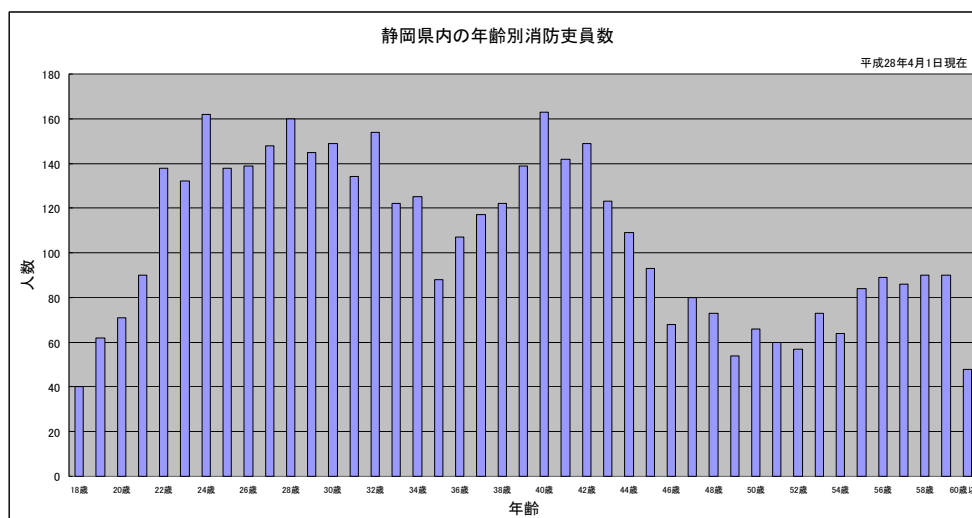
静岡県内の消防職員のうち、50歳以上の者が年々減少し、平成27年には855人と1,000人を大きく下回り、10年前に約3割を占めていた割合が2割弱に低下している。一方、30歳未満の者の割合は年々増加していることから、経験の少ない消防職員の増加による災害対応能力の低下が懸念されている。【図6、図7】

【図6】



(静岡県: 「平成28年版火災統計と消防の現況」を基に作成)

【図7】



(静岡県: 「平成28年版火災統計と消防の現況」を基に作成)

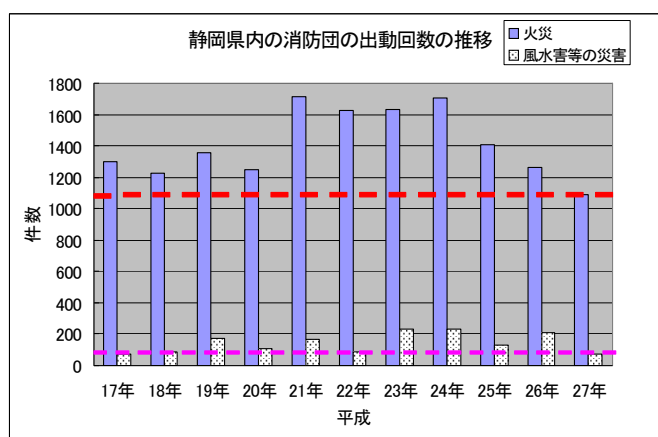
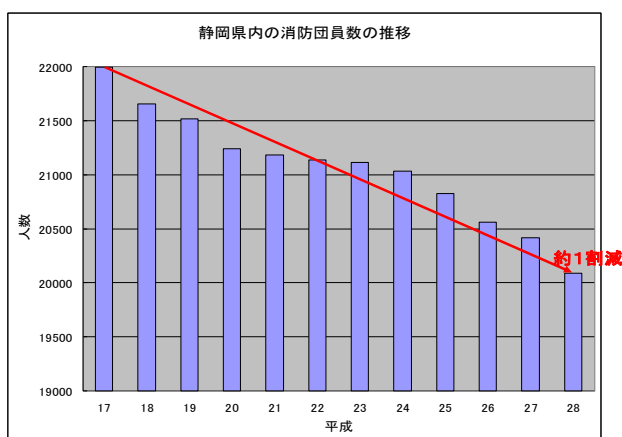


#### (4) 消防団員数及び出動回数の減少

消防団は、地域住民の安心・安全の確保を図るため、地域における消防防災体制の中核的存在として、その果たす役割は大変重要であるものの、少子高齢化や地域における住民の連帯意識の低下、社会環境の大きな変化などにより、若年層の新規入団者の減少、団員のサラリーマン化（平成 28 年 4 月 1 日現在の被雇用者割合 80.4%）、消防団活動への負担などから消防団員数は減少傾向にあり、平成 28 年 4 月 1 日現在の静岡県内における消防団員数は 20,086 人で平成 17 年の 21,992 人に比べ約 1 割減少しており、減少傾向が続いている。また、火災件数の減少に伴い火災による出動回数も減少傾向にあり、消防団の災害対応能力の低下が懸念されている。【図 8、図 9】

【図 8】

【図 9】



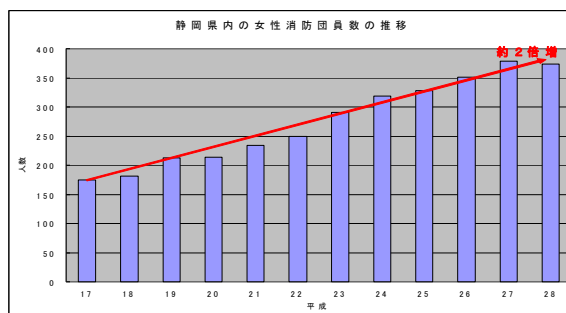
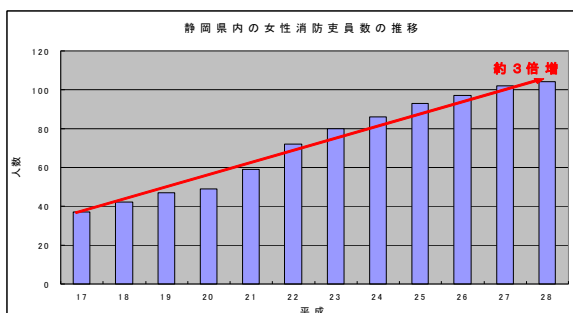
(静岡県：「平成 28 年版火災統計と消防の現況」を基に作成)

#### (5) 消防分野における女性の活躍推進

平成 28 年 4 月 1 日現在の静岡県内における女性消防吏員は 102 人で平成 17 年の 37 人に比べ約 3 倍増となっている。また、女性消防団員は 374 人で平成 17 年の 175 人に比べ約 2 倍増となっている。こうした状況の中、国は成長戦略の重要な柱として女性の活躍推進を積極的に進めているところであり、総務省消防庁が平成 27 年 3 月に開催した「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」の報告書を受け、「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」（平成 27 年 7 月 29 日付け消防消第 149 号消防庁次長通知）により、平成 38 年度当初までに全国の女性消防吏員の割合を 5% まで引き上げることを共通目標として、各消防本部に数値目標の設定による計画的な女性消防吏員の増員を要請している。【図 10、図 11】

【図 10】

【図 11】



(静岡県：「平成 28 年版火災統計と消防の現況」を基に作成)

## 2 消防学校の教育訓練指針（中期教育ビジョン）

前1に示す消防を取り巻く様々な環境の変化を踏まえると、消防職員及び消防団員に対する教育訓練について、災害対応能力や予防査察業務能力の向上を図るための教育の充実や女性消防職団員の活躍推進を図る教育の充実が大きな課題として考えられる。更に、これらを支えるため、受講環境の改善や関係機関との連携強化を進めていく必要がある。

このため平成29年度から中期的視点（概ね5年間）で目指す教育訓練の方向性を「教育訓練指針（中期教育ビジョン）」とし策定する。下表に「教育訓練指針（中期ビジョン）」の項目を示す。

なお、新たに実施することとする教育に係る実施年度、実施期間、開催頻度等については、初任科教育が1期制となる時期を踏まえて検討することとする。

**【教育訓練指針（中期教育ビジョン）】**

- 災害対応能力等の向上を図る教育訓練の充実
- 女性消防職団員の活躍推進を図る教育の充実
- 受講環境の改善
- 関係機関等との連携強化

教育訓練指針をより実効性のあるものとするために、毎年度、検討会義（消防学校運営協議会の事前会議をいう。）の席上、達成状況を検証し、進行管理を行う。

次年度の教育訓練概要（案）は、教育訓練指針及び社会情勢変化を考慮し、毎年8月上旬までに事務局で作成後、検討会議において消防長会会長・副会長所属の消防総務課長・消防協会（県下消防本部については、事前書面会議）において意見聴取を行った上で、同概要を策定する。その後、消防学校運営協議会で承認を受ける。【表7】

更に、教育訓練指針は、最終年度の5年目に教育訓練指針検討会を設置し、4年間の実績に関する評価・検証を行いながら次期計画を策定する。【表7】

【表7】

年度											
	H29.4	H30.4	H31.4	H32.4	H33.4	H34.4	H35.4	H36.4	H37.4	H38.4	H39.4
第1期教育訓練指針 （中期教育ビジョン）	←		評価 検証	→							
教育訓練概要	単年度作成										
第2期教育訓練指針 （中期教育ビジョン）					評価 策定	← 評価 検証 →					
教育訓練概要					H33.8 検討会	単年度作成					

### 3 中期教育ビジョンにおける教育訓練の方向性

#### (1) 災害対応能力等の向上を図る教育訓練の充実

##### ア 実践的訓練の充実強化

火災件数やベテラン層の減少により災害現場の経験に基づく消火、検索、救助等の専門的知識及び技術を伝承することが難しくなっている。こうした現場での経験不足を補うため、教育訓練において、実際の災害を想定した実践的な訓練、図上訓練、シミュレーション訓練等の更なる充実強化を図ることにより、技術の習得、安全管理の徹底、部隊活動の留意点、隊長・指揮者の指揮能力の向上等、災害対応能力を養うための教育訓練を目指すこととする。また、平成27年3月31日に「消防学校の施設、人員及び運営の基準」(昭和46年消防庁告示第1号)が一部改正され、備えるべき校舎等の施設として、実火災体験型訓練施設、模擬火災訓練家屋、震災訓練施設等の実践的訓練施設の計画的整備の推進が求められていることから、災害現場の疑似体験を可能とする当該施設の計画的整備に努め、教育訓練体制の充実強化を図ることとする。

##### イ 緊急消防援助隊の活動に係る教育の実施

切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震や首都直下地震、風水害、噴火災害等の自然災害を始め、ラグビーワールドカップ2019日本大会や2020年東京オリンピック・パラリンピック等の大規模イベント対策などに備え、国は、平成30年度末までに緊急消防援助隊の登録目標隊数を概ね6,000隊規模に増強することとしている。こうした動きを踏まえ、部隊指揮能力のほか、全国から集結する緊急消防援助隊、関係機関等の受入・調整を予めイメージする教育訓練を行うため、消防職員特別教育として緊急消防援助隊に特化した教育を実施することとする。

##### ウ 認定救急救命士の養成

急速な高齢化社会の進展等に伴い、傷病者の症状も徐々に重症化する傾向にあることから救急隊員の資質を一段と向上させ、高度な知識や熟練した技術を有する救急隊員の養成が重要となっている。このため、本県MC協議会と連携を図りながら、「救急救命士が行う救急救命処置の範囲拡大に伴う追加講習」について、当校での開催を継続し、追加講習を修了した認定救急救命士の養成を着実に進めることとする。

##### エ 消防職員幹部教育初級幹部科の実施

団塊世代や大量採用された世代の退職に伴い、平成20年度以降の採用職員が大幅に増加したことで、部隊又は係の長となる30代前半までの消防職員が全体の4割強を占めており、今後、部隊又は係の長としての適齢期にあたる消防職員が毎年120人超となる時期が続く。消防吏員の若年化が進む中、新たに部隊又は係の長となる者は、切迫する大規模災害等への対応力、指揮能力、安全管理対策、人事管理、予算要求、政策立案、予防査察業務等、より高い実践的能力及び実務能力を修得し、ベテラン層の減少、現場経験の不足による災害対応能力低下の懸念を払拭することが必要となる。このことから平成20年度以降実施していなかった初級幹部科を再開し、消防組織体制の基盤強化を図ることとする。

#### オ 消防団員幹部教育指揮幹部科修了認定者の養成

平成26年4月に施行された「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年消防庁告示第3号）の一部改正に基づき、平成26年度から幹部教育指揮幹部科分団指揮課程及び現場指揮課程を実施し、分団本部等における管理運営、現場における部隊指揮等の知識や技術の修得を図っているところであり、毎年度、両課程を実施し、各分団に両課程を修了した指揮幹部科修了認定者を配置できるように養成することにより、消防団全体の災害対応能力の強化を目指すこととする。

### (2) 女性消防職団員の活躍推進を図る教育の充実

#### ア 女性消防職員専門研修等の創設

平成28年4月1日現在、女性消防職員の7割が毎日勤務者又は救急隊として勤務している。

また、消防学校に入校する女性消防職員は、予防分野又は救急分野の教育課程に限られており、女性消防職員のキャリア形成に偏りが見られる。

今後、各消防本部が女性消防職員の採用を計画的に進めていく中で、女性消防職員を対象とした専門研修や特定の教科目を受講できる特別聴講の創設を検討し、女性消防職員の意欲と能力に応じた職域拡大が図られることを目指すこととする。

#### イ 女性消防団員への研修実施

平成28年4月1日現在、県内の女性消防団員数は、374人で、消防団員の総数が減少する中、年々増加している。

地域の安全・安心の確保に対する住民の関心の高まりなど背景に消防団活動も多様化し、実災害での消火活動や後方支援活動、住宅用火災警報器の設置促進、火災予防の普及啓発、住民に対する防災教育・応急手当指導等、女性消防団員の活躍が多岐にわたり期待されており、知識技術の修得に向けた、特別講習を実施することとする。

また、ポジティブ・アクションとしての研修機会の拡大として、女性消防団員の研修を積極的に実施し、研修をより受講しやすいよう工夫し研修機会を拡大することとする。

#### ウ 幹部職員に対する女性活躍推進に向けた教育の実施

人事管理及び業務管理の責任を有する幹部職員は、固定的な見方にとらわれず適性に応じた人事配置、ライフステージに応じた相談・支援など、女性の働きやすい環境を推進する立場であることから、幹部教育において女性活躍推進に係る意識の改革、醸成等を目的とした教育を実施することとする。

### (3) 受講環境の改善

#### ア 消防団員教育における環境整備

消防団員の被雇用者割合が7割を超えている現状を考慮し、当校における消防団員教育は土日及び祝日に実施しているが、貴重な休日にも関わらず、消防学校における教育訓練に多数の消防団員が参加し知識及び技術の修得に熱心に取り組んでいる。一方、当校の教育訓練受講者の割合は消防団員全体の約2%程度であり、また、仕事や家庭の都合で急遽受講できなくなる消防団員も見られることから、連日実施の見直し、単位制受講の導入、総務省消防庁が提供するe-カレッジの活用等、受講に伴う負担の軽減を図り、受講しやすい環境を整備していくこととする。

#### イ ICTを活用した教育システムの構築

##### (ア) 双方向型教育

- a 災害対応シミュレーション・電子黒板等を使用した授業や訓練の実施  
図上訓練等の企画・訓練指導の実習の実施
- b 学校敷地内無線LANを構築した教育訓練の実施

#### ウ 消防職員専科教育救急科の充実

##### (ア) 2期制の実施に向けた検討

救急件数やPA連携（救急支援出動）の増加に伴う、救急資格者の必要性が増す中、学校としても時代に即した改善として、初任教育初任科の1期制への移行を考慮して、専科教育救急科の現任職員に対する2期制を検討することとする。

##### (イ) 入校資格要件の緩和

現在、救急隊員を養成する教育である救急科の入校資格要件について、「新規救急業務従事予定者で、原則として初任科修了後3年以上経過した者」と定めているが、消防吏員の若年化により、初任科修了後3年に満たない者に救急隊員資格を取得させなければ救急体制を確保できない状況となっている。このため、救急隊の運用に支障が生じないよう各消防本部の実情に応じて救急隊員の養成を可能とするため救急科入校資格要件を緩和することとする。なお、救急科は「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年消防庁告示第3号）に定められているとおり、現任の消防職員に対する専科教育として実施することが原則であるため、新たに採用した消防職員に対し、初任教育修了後引き続き当該年度に救急科へ入校することは、真にやむを得ない事情がある場合を除き認めないこととする。

#### (4) 関係機関等との連携強化

消防学校における教育訓練について、更に教育効果を高めるためには、県内消防本部（局）・消防大学校等との連携を図ることが必要である。具体的には、消防機関に限らず県地震防災センター・医療機関（DMAT）・企業・大学が持つ知識や施設を活用した教育も視野に入れるとともに教育訓練に関する国の動向や社会環境の変化を捉え、この教育訓練指針と併せ、単年度ごとの教育訓練の概要に迅速に反映させるなど、時代に合致した教育訓練を実施することとする。

また、消防職員の間では、近年、ソーシャルメディアなどの発展に伴い、所属や県域を超えた自主的活動として、消防に関する知識や技術の情報交換、勉強会や研究会の開催などによる、スキルアップの取り組みが全国的に見られるようになっている。

このため、現在、消防長会、消防協会、消防本部、消防団等の公的機関からの依頼に限って認めている学校施設や備品等の借用について、所属の承認を受けた消防職員の自主的活動にも、範囲を広げられるよう対応を図るものとする。

## 各教育課程で目指す教育ビジョンに基づく施策

中期教育ビジョン	中期教育ビジョンに基づく施策
I 災害対応能力等の向上を図る教育 訓練の充実	1 実践的訓練の充実強化 2 緊急消防援助隊の活動に係る教育の実施 3 認定救急救命士の養成 4 消防職員幹部教育初級幹部科の実施 5 消防団員幹部教育指揮幹部科修了認定者の養成
II 女性消防吏員の活躍推進を図る教育 の充実	1 女性消防吏員専門研修等の創設 2 女性消防団員への研修の実施 3 幹部職員に対する女性活躍推進に向けた教育の実施
III 受講環境の改善	1 消防団員教育における環境整備 2 ICTを活用した教育システムの構築 3 消防職員専科教育救急科の充実
IV 関係機関等との連携強化	関係機関による学校施設の積極的な活用等

**【現行】**

区分	教育訓練の種類	教育訓練の種別
消防職員	初任教育	初任科
		警防科
	専科教育	予防査察・危険物科
		火災調査科
		救急科
		救助科
	幹部教育	中級幹部科
		上級幹部科
	特別講習	水難救助科
		潜水士試験対策講習
ビデオ喉頭鏡講習		
消防団員	専科教育	警防科
		指揮幹部科現場指揮課程
	幹部教育	指揮幹部科分団指揮課程
		災害対策講習
	特別教育	訓練指導員研修
その他	県新規採用職員研修	
	民間防火組織指導者体験入校	



**【今後】**

区分	教育訓練の種類	教育訓練の種別	教育ビジョンに基づく施策
消防職員	初任教育	初任科	I-1・3、III-2
		警防科	I-1・3、III-2
	専科教育	予防査察・危険物科	I-1・3、III-2
		火災調査科	I-1・3、III-2
		救急科	I-1・3、III-2・3
		救助科	I-1・3、III-2
	幹部教育	初級幹部科	I-1・3、II-3、III-2
		中級幹部科	I-1・3、II-3、III-2
		上級幹部科	I-1・3、II-3、III-2
	特別講習	水難救助科	I-1・3、III-2
潜水士試験対策講習		I-1・3、III-2	
ビデオ喉頭鏡講習		I-1・3・6、III-2	
処置拡大追加講習		I-1・3・6、III-2	
消防団員	専科教育	警防科	I-1・3・4、III-1・2
		指揮幹部科現場指揮課程	I-1・3・4、III-1・2
	幹部教育	指揮幹部科分団指揮課程	I-1・3・4、III-1・2
		災害対策講習	I-1・3、III-1・2
特別教育	訓練指導員研修	I-3	
	女性消防団員研修	I-1・3、II-2、III-1・2	
	女性消防吏員講習会(仮称)	I-1・2・3、III-2	
その他	県新規採用職員研修		I-1・3
	民間防火組織指導者体験入校		I-1・3、III-2
	学校施設の活用促進		IV

# 教育訓練計画の予定及び到達目標

区分	教育訓練の種類	教育訓練の種別	到達目標	H29	H30	H31	H32	H33
消防職員	初任教育	初任科	1 服務義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られること。 2 警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し、災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。 3 消防業務全般について概要を理解していること。					→
		警防科	1 警防行政の現状及び課題を理解していること。 2 防災関係法令に関する専門的知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有していること。 3 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において部隊を適切かつ効果的に指揮できること。 4 安全、適切かつ効果的な消防活動に必要な特殊物質に関する専門的知識を豊富に有していること。					→
	専科教育	予防査察・危険物科	1 査察行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 2 防火管理、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門的知識を豊富に有しており、査察要領を修得していること。 3 違反処理に係る専門的知識を修得し、違反対象物の関係者(当該違反対象物の管理について権原を有する者を含む。)に対して是正を指導できること。 4 危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 5 危険物化学、指定可燃物及び液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な化学的特性等に係る専門的知識を豊富に有していること。 6 危険物施設に対して許認可等の規制を的確に行い、違反を適切に処理できること。					→
		火災調査科	1 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。 2 原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門的知識を豊富に有しており、的確な判断力を備えていること。					→
		救急科	1 救急業務及び救急医学に関する基本的知識を有していること。 2 応急処置に必要な解剖生理及び各科の疾病状況に関する専門的知識を有しており、応急処置時における的確な観察及び判断力を備えていること。 3 応急処置に必要な専門的技術を十分に発揮できること。 4 救急用器具及び材料の取扱いに関して精通していること。					→
	幹部教育	救助科	1 救助活動に係る最新の専門的知識を豊富に有しており、専門的で高度な技能及び技術を備え、これらを活用した応用力を十分に発揮できること。 2 救助活動及び救助訓練において自らの安全を確保できること。					→
		初級幹部科	1 初級幹部としての責任及び立場を正しく認識し、消防行政の動向を理解していること。 2 上司を補佐し、部下を指導できること。 3 事故及び事件の発生時に、迅速な初動対応ができること。 4 災害現場において、現場指揮者の下命を理解でき、自隊に対する安全管理上の確かな下命を行え					→
		中級幹部科	1 中級幹部としての責任及び立場を正しく認識し、消防及び社会全般の動向を理解していること。 2 迅速かつ的確な意思の決定に基づき、上司を補佐し、部下を指揮監督することにより、組織を管理できること。 3 事故及び事件の発生時に、迅速かつ的確な初動対応ができること。					→
	特別教育	上級幹部科	1 上級幹部にふさわしい業務管理、人事管理及び危機管理に必要な知見を備え、かつ、職責遂行に必要な水準の判断力を有し、組織全体を円滑に管理運営できること。					→
		水難救助科	水難救助業務に必要な基本的な救助戦術を理解し、潜水等に必要知識を修得すること。					→
		潜水士試験対策講習	水難救助業務に必要な潜水士試験の免許取得が可能な知識を修得すること。					→
		ビデオ喉頭鏡講習	心肺停止の者の病態に応じ、メディカルコントロール下での確かな気管挿管(ビデオ喉頭鏡)の特定行為ができる知識技能を修得すること。					→
		処置拡大追加講習	心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与ができる知識技能を修得すること。					→
緊急消防援助隊講習(仮称)		緊急消防援助隊の受入・調整に必要な知識及び能力を修得すること。					→	
消防団員	女性消防吏員講習(仮称)	女性消防吏員に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得すること。					→	
	専科教育	警防科	1 火災防ぎ活動に関する専門的知識及び行動原則並びに各種災害事象における消防団の役割及び活動内容を理解していること。 2 災害現場において中核的な活動を遂行できること。					→
	幹部教育	指揮幹部科現場指揮課程	1 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。 2 大規模災害時において、現場指揮者として、火災防ぎ、水災活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること並びに自主防災組織等に対して防災指導を行えること。					→
		指揮幹部科分団指揮課程	1 分団の指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。					→
	特別教育	災害対策講習	大規模災害対策の中心となる消防団員の心構えと災害時の専門的知識、行動等を認識すること。					→
訓練指導員研修		(財)静岡県消防協会各支部の消防訓練指導員の操法技術向上を図ること。					→	
女性消防団員研修		消防団員の心構えと災害時の専門的知識及び住民や自主防災組織等に対して、防災指導を行えること。					→	
その他	県新規採用職員研修	大規模災害における災害対策要員としての心構えと自覚を養うとともに、各種訓練を体験することにより災害時における規律ある行動の必要性を認識すること。					→	
	民間防火組織指導者体験入校	民間の防火関係団体の指導的な立場にある者として災害時の対応行動等を認識すること。					→	
	学校施設活用	自己研鑽の場として自主的活動を行う団体に対し学校施設を活用することにより消防力の向上を図る					→	

※破線は教育ビジョンに基づく施策により再開又は創設するもので、実施年度、実施期間、開催頻度等については、初任科教育が1期制となる時期を踏まえて検討することとする。